

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（傍線部分は改正部分）

>

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 業務（第十三条―第十七条の五）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校に併し）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与す</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 業務（第十三条―第十七条）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを</p>

ることを目的とする。

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。

二 十 (略)

(学資の貸与)

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金(以下「学資貸与金」という。)は、無利息の学資貸与金(以下「第一種学資貸与金」という。)及び利息付きの学資貸与金(以下「第二種学資貸与金」という。)とする。

2 第一種学資貸与金は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるものうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資貸与金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 第一種学資貸与金の額並びに第二種学資貸与金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、

目的とする。

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。

二 十 (略)

(学資の貸与)

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金(以下「学資金」という。)は、無利息の学資金(以下「第一種学資金」という。)及び利息付きの学資金(以下「第二種学資金」という。)とする。

2 第一種学資金は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるものうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 第一種学資金の額並びに第二種学資金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資

その学資貸与金の種類ごとに政令で定めるところによる。

- 5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資貸与金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資貸与金に併せて前二項の規定による第二種学資貸与金を貸与することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、学資貸与金の貸与に關し必要な事項は、政令で定める。

(学資貸与金の返還の条件等)

- 第十五条 学資貸与金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。
- 2 機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資貸与金を返還することが困難となつたとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。
- 3 機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資貸与金を返還することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第十六条 機構は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除す

金の種類ごとに政令で定めるところによる。

- 5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資金に併せて前二項の規定による第二種学資金を貸与することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に關し必要な事項は、政令で定める。

(返還の条件等)

- 第十五条 学資金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。
- 2 機構は、学資金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資金を返還することが困難となつたとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。
- 3 機構は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資金を返還することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第十六条 機構は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することが

ることができる。

(回収の業務の方法)

第十七条 学資貸与金の回収の業務の方法については、  
文部科学省令で定める。

(学資の支給)

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金(以下「学資支給金」という。)は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

2 学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(学資支給金の返還)

第十七条の三 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき  
二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

できる。

(回収の業務の方法)

第十七条 学資金の回収の業務の方法については、  
文部科学省令で定める。

(新規)

(新規)

(不正利得の徴収)

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学  
資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の  
例により、その者から、その支給を受けた学資支給金  
の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することが  
できる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税  
及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十七条の五 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り  
渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない

(政府貸付金等)

第二十二条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機  
構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸  
与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。  
）に要する資金を無利息で貸し付けることができる。  
2 政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定  
により第一種学資貸与金の返還を免除したときは、機  
構に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸  
付金の償還を免除することができる。

(学資支給基金)

第二十三条の二 機構は、第十三条第一項第一号に規定  
する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務に  
要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四  
項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支  
給基金に充てることを条件として政府以外の者から出

(新規)

(新規)

(政府貸付金等)

第二十二条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機  
構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸  
与に係る業務（第一種学資金に係るものに限る。）に  
要する資金を無利息で貸し付けることができる。  
2 政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定  
により第一種学資金の返還を免除したときは、機構に  
対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金  
の償還を免除することができる。

(新規)

えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 学資支給基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができる。

（区分経理）

第二十三条の三 機構は、前条第一項に規定する業務（学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

## 第五章 雑則

（財務大臣との協議）

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十四条第二項、第三項若しくは第五項、第十七条又は第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

二・三 （略）

## 第六章 罰則

（新規）

（財務大臣との協議）

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十四条第二項、第三項若しくは第五項又は第十条七条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

二・三 （略）

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

附則

(業務の特例等)

第十四条 (略)

2 (略)

3 機構が第一項に規定する業務を行う場合における第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十二條、第二十三条及び第三十条第二号の規定の適用については、第十七条中「学資貸与金」とあるのは「学資貸与金(附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。)」と、第十八条第一項及び第三十条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十四条第一項」と、第十九条第一項及び第二十三条中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務及び附則第十四条第一項に規定する業務(附帯する業務を除く。)」と、第二十二條第一項中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資金に係るものに限る。)」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資金に係るものに限る。)」及び附則第十四条第一項に規定する業務(附帯す

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

(新規)

附則

(業務の特例等)

第十四条 (略)

2 (略)

3 機構が第一項に規定する業務を行う場合における第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十二條、第二十三条及び第三十条第二号の規定の適用については、第十七条中「学資金」とあるのは「学資金(附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。)」と、第十八条第一項及び第三十条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十四条第一項」と、第十九条第一項及び第二十三条中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務及び附則第十四条第一項に規定する業務(附帯する業務を除く。)」と、第二十二條第一項中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資金に係るものに限る。)」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資金に係るものに限る。)」及び附則第十四条第一項に規定する業務(附帯する業務を除く。)

る業務を除く。）」と、同条第二項中「第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学貸与金」とあるのは「第十五条第三項若しくは第十六条の規定により第一種学貸与金の返還を免除したとき又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧育英会法第二十三条第三項の規定により第一種学貸与金」とする。

「と、同条第二項中「第十五条第三項又は第十六条」とあるのは「第十五条第三項、第十六条又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧育英会法第二十三条第三項」とする。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正後		別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）	提供を受ける国の機関又は法人	（略）	四十七の五 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による同法第十三条第一項第一号の学資の貸与及び支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）
（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）
改正前		別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）	提供を受ける国の機関又は法人	（略）	四十七の五 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による同法第十三条第一項第一号の学資の貸与に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）
（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）  
（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一（第九条関係）

(略)	(略)	(略)	(略)
八十一 立行政法人 日本学生支 援機構	独立行政法人 十五年法律第九十四号） 与及び支給に関する事務であつて主務省 令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法（平成 十五年法律第九十四号）による学資の貸 与に関する事務であつて主務省令で定め るもの	独立行政法人日本学生支援機構法（平成 十五年法律第九十四号）による学資の貸 与に関する事務であつて主務省令で定め るもの

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)
百六 立行政法人 日本学生支 援機構	独立行政法人 日本学生支援機構法 による学資の貸与及び 支給に関する事務であ る者	医療保険者その 他の法令による給 付の支給を行う こととされてい る者	医療保険各法 その他の法令 による医療に 関する給付の 支給に関する 情報であつて 主務省令で定

改正前

別表第一（第九条関係）

(略)	(略)	(略)	(略)
八十一 立行政法人 日本学生支 援機構	独立行政法人 十五年法律第九十四号） 与に関する事務であつて主務省令で定め るもの	独立行政法人日本学生支援機構法（平成 十五年法律第九十四号）による学資の貸 与に関する事務であつて主務省令で定め るもの	独立行政法人日本学生支援機構法（平成 十五年法律第九十四号）による学資の貸 与に関する事務であつて主務省令で定め るもの

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)
百六 立行政法人 日本学生支 援機構	独立行政法人 日本学生支援機構法 による学資の貸与に 関する事務であ つて主務省令で 定める者	医療保険者その 他の法令による給 付の支給を行う こととされてい る者	医療保険各法 その他の法令 による医療に 関する給付の 支給に関する 情報であつて 主務省令で定

					つて主務省 令で定める もの	
厚生労働大臣	都道府県知事	都道府県知事等	市町村長	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの
失業等給付関係情報であつて主務省令で	失業等給付関係情報であつて主務省令で	失業等給付関係情報であつて主務省令で	失業等給付関係情報であつて主務省令で	失業等給付関係情報であつて主務省令で	失業等給付関係情報であつて主務省令で	失業等給付関係情報であつて主務省令で

					省令で定め るもの	
厚生労働大臣	都道府県知事	都道府県知事等	市町村長	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの
失業等給付関係情報であつて主務省令で	失業等給付関係情報であつて主務省令で	失業等給付関係情報であつて主務省令で	失業等給付関係情報であつて主務省令で	失業等給付関係情報であつて主務省令で	失業等給付関係情報であつて主務省令で	失業等給付関係情報であつて主務省令で

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	定めるもの
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	定めるもの